

国際教養大学公開講座規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 7 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則（以下「学則」という。）第 6 5 条に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）が大学開放の事業として開催する公開講座及び公開講演会（以下「公開講座等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 前条の公開講座等は、本学における学術研究の成果を広く社会に公開し、高度な学習機会を提供するとともに、生涯学習の推進に資することを目的として開催するものとする。

(公開講座等の名称)

第 3 条 公開講座の名称は「国際教養大学公開講座」とし、公開講演会の名称は「国際教養大学公開講演会」とする。

(実施計画)

第 4 条 地域貢献委員会は、毎年度、当該年度の公開講座等の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

(時期、場所等)

第 5 条 公開講座等は、原則として学則第 2 5 条に規定する休業日その他授業の実施に支障のない時間に行うものとする。

2 公開講座等は本学の施設を使用して行うものとする。ただし、必要がある場合は本学の施設以外の場所で実施することができる。

(受講資格等)

第 6 条 公開講座等の受講資格及び募集人員は、実施計画において定める。

(講師)

第 7 条 公開講座の講師は、本学の教員とする。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者を講師とすることができる。

(広報)

第 8 条 公開講座等を実施しようとする場合は、地域住民、企業、関係地方公共団体等に周知するものとする。

(申込方法)

第 9 条 公開講座の申込方法は、その都度定める。

(修了証)

第10条 公開講座において、所定の課程を修了したと認める者には修了証を授与することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、公開講座等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。